（世田谷区）

**〇[世田谷区旅館業法施行条例](http://www.city.setagaya.tokyo.jp/topics/houki/d1w_reiki/42490101002000000000/42490101002000000000/42490101002000000000.html)**

平成24年３月６日

条例第20号

第１条から第３条　＜省略＞

（宿泊者の衛生に必要な措置等の基準）

第４条　法第４条第２項の規定により条例で定める措置の基準は、次のとおりとする。

(１)から(7)　＜省略＞

(８)　浴室については、次に掲げる措置を講じること。

ア　浴槽水は、規則で定める水質基準に適合する状態を保つこと。

イ　湯栓及び水栓には、清浄な湯水を十分に供給すること。

ウ　浴槽は、１日に１回以上換水し、清掃すること。ただし、循環ろ過を行っている浴槽で、区長が衛生上支障がないと認めるものは、７日以内に１回以上換水すること。

エ　共同浴室にあっては、使用中は、浴槽を湯水で常に満たしておくこと。

オ　貯湯槽（宿泊者が入浴し、シャワーを浴び、洗面し、又はこれらに類する用に使用する湯を貯留する槽をいう。以下同じ。）を使用するときは、次に掲げる措置を講じること。

(ア)　貯湯槽内部の汚れ等の状況について随時点検し、１年に１回以上清掃及び消毒を行うこと。

(イ)　貯湯槽内の湯を摂氏60度以上に保つこと。ただし、これにより難い場合は、塩素系薬剤により湯の消毒を行うこと。

カ　浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる措置を講じること。

(ア)　ろ過器は、１週間に１回以上逆洗浄を行い、生物膜その他のろ材に付着した汚れを除去するとともに、内部の消毒を行うこと。

(イ)　循環配管は、１週間に１回以上内部の消毒を行うこと。

(ウ)　集毛器は、毎日清掃を行うこと。

(エ)　浴槽水は、塩素系薬剤により消毒を行い、遊離残留塩素濃度が１リットルにつき0.4ミリグラム以上になるように保つこと。ただし、これにより難い場合は、塩素系薬剤による消毒とその他の方法による消毒を併用すること。

(オ)　浴槽水は、レジオネラ属菌について１年に１回以上水質検査を行うこと。

キ　オ及びカに規定する措置の実施状況を記録し、３年間保存すること。

(９)から(11)　＜省略＞

(12)　宿泊者の衛生に必要な措置を適正に行うため、原則として営業の施設ごとに管理者を置くこと。この場合においては、営業者自らが管理者となることを妨げない。

＜中略＞

（ホテル営業の施設の構造設備の基準）

第６条　旅館業法施行令（昭和32年政令第152号。以下「政令」という。）第１条第１項第11号の条例で定める構造設備の基準は、次のとおりとする。

(１)から(６)　＜省略＞

(７)　浴室は、次に掲げる基準によること。

ア　洋式浴室の浴槽は、利用者ごとに浴槽水を取り替えることができる構造であること。

イ　共同用の浴室又はシャワー室を設ける場合は、十分な広さの脱衣室を付設すること。

ウ　和式浴室を設ける場合は、十分な数の上がり湯栓及び水栓を有すること。

エ　浴槽水を循環利用する設備を使用する場合は、次に掲げる構造設備の基準によること。

(ア)　ろ過器は十分なろ過能力を有するものとし、ろ過器の上流に集毛器を設置すること。

(イ)　ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。ただし、これにより難い場合は、ろ材の交換が適切に行える構造であること。

(ウ)　循環させた浴槽水を、打たせ湯、シャワーその他これらに類する用に再利用しない構造であること。

(エ)　浴槽からあふれた湯水を再利用しない構造であること。

(オ)　入浴者の浴槽水の誤飲、飛まつの吸引等による事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

(カ)　循環水取入口は、入浴者の吸引事故を防止するための措置が講じられた構造であること。

＜以下省略＞

**〇**[**世田谷区旅館業法施行細則**](http://www.city.setagaya.tokyo.jp/topics/houki/d1w_reiki/35590210004400000000/35590210004400000000/35590210004400000000.html)

昭和55年５月31日  
規則第44号

第１条から第12条　＜省略＞

（浴槽水の水質基準）

第13条　条例第４条第１項第８号アの規則で定める水質基準は、次のとおりとする。

(１)　濁度が５度以下であること。

(２)　過マンガン酸カリウム消費量が１リットルにつき25ミリグラム以下であること。

(３)　大腸菌群数が１ミリリットル中に１個以下であること。

(４)　レジオネラ属菌が検出されないこと。

２　区長は、前項第１号又は第２号に掲げる基準につき、これにより難く、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、その基準を適用しないことができる。

＜以下省略＞